

# サーチ・審査結果の相互利用の進展

調整課審査企画室 越河 勉

## 1. はじめに

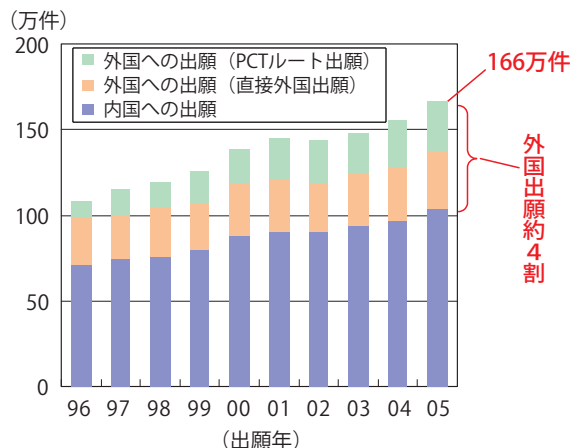
多くの国や地域における特許権取得の必要性が高まり、各主要国の中で、外国出願の増加がますます顕著になってきています。その結果、これらの重複する特許出願をどのように対処するかが、主要特許庁の緊近の課題となってきております。

本稿では、このような状況の中、この問題の対処として、本格的に動き始めたサーチ・審査結果の相互利用の取り組みについて、主に日米欧三極特許庁の活動を中心に、現状を報告したいと思います。

なお、本稿で示される見解は、あくまでも筆者個人のもので、庁の公式見解ではないことをご留意下さい。

## 2. 急増するグローバル特許出願

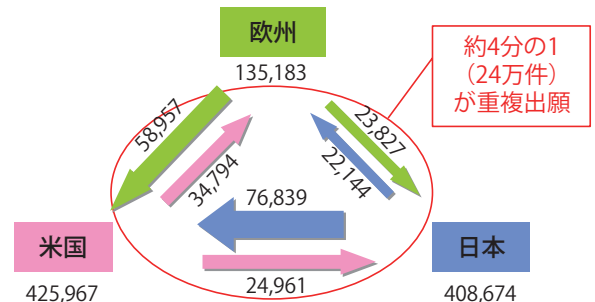
WTO/TRIPS協定の発行後、経済活動のグローバル化



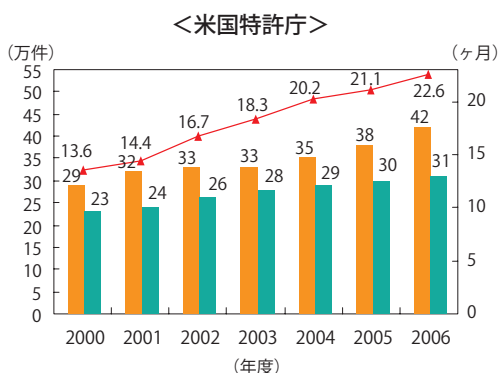
世界の特許出願総数  
出典：WIPO PATENT REPORT2007

に伴い、過去10年間で世界の特許出願の件数は急増しており、2005年には160万件を突破しました。これに伴い、世界各国の特許庁において審査負担も急増しており、効率的な審査スキームの確立が急務となっています。とりわけ、世界全体の特許出願のうち、本国以外の他外国へ出願されたものが約4割を占め、近年の重複出願（各国の特許庁へ重複して出願されるもの）の増加を招く原因となっています。特に、世界の日米欧三極庁の出願については、総出願件数（97万件）の約4分の1を重複出願（24万件）が占める状況となっています。

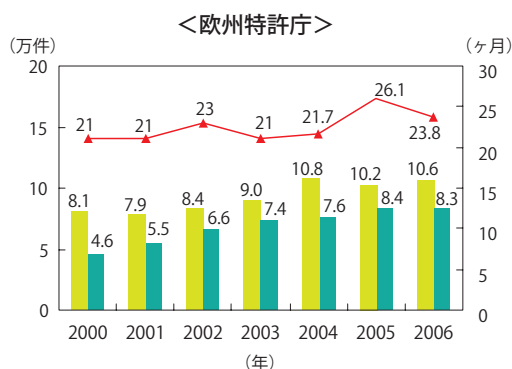
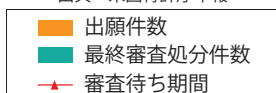
この世界的な出願増を背景に、我が国のみならず主要国においても審査待ち期間の長期化は共通の課題となっています。特に三極で重複した出願の特許審査の効率化が大きな課題となっています。米国においては、最新の2007年年次報告書によると、審査待ち期間は25.3月となり、2000年時の13.6月と比較して、約2倍に急増しています。



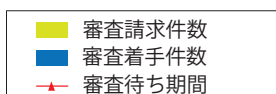
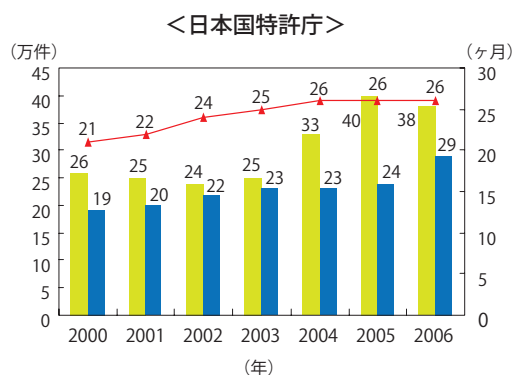
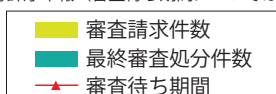
日米欧の特許出願件数（2006）



出典：米国特許庁年報



出典：欧州特許庁年報（審査待ち期間については、三極統計）



### 3. 何故、審査のワークシェアリングが必要なのか

このように重複して出願されるグローバル出願に対し、何ら手を打たなければ、審査の滞貨増により、各国の審査着手の待ち期間が一層長期化してしまいます。また、主要国特許庁の審査結果を活用して審査を実施する発展途上国の特許庁においても、主要国での審査の遅延は大きな影響を及ぼし、それらの国での安定した権利の取得が困難になる恐れが生じます。

その結果、適切な時期での権利保護が不可能な状況となり、世界全体として特許制度自体が機能不全に陥ることになります。このような危機感から、日米欧三極特許庁は、2006年11月開催された三極特許庁会合において、効率的な審査滞貨の処理促進と、ユーザーに対する手続き面、コスト面での負担の軽減ために、各国間で重複する審査を排除する具体的な方策の必要性を確認し、審査ワークシェアリングを強化する作業部会（Enhanced Work-sharing WG）の設立を決定しました。この作業部会の活動目標の一つとして、三極間でのサーチ・審査結果の相互利用を可能な限り最大限に行うよう促進するためのアクションをとることが明記されています。

### 4. 審査のワークシェアリングの基本ルール

それでは、この審査結果の相互利用、審査のワークシェアリングを実施する上での基本ルールとは何でしょうか。現在、日米欧等主要国間で、採用されているルールは、「第1国主義」と呼ばれるものです。この第1国主義は、その名の通り、最初に出願を受けた国（第1国）の審査結果を他庁が利用するというものです。この考え方は、出願人・審査官は、通常、第1国において効率的な審査を行える（手続言語に通曉している、など）ので、よりの確な審査結果が発信されると考えられることから、各国の共通認識となっています。

言うまでも無いことですが、この考え方による審査の分担が100%機能するためには、超えなければならない多くのハードルが存在します。特許性判断の基礎となる法制度が異なっている場合（発明の成立性や拒絶理由における先行技術文献の扱いの相違（Secret Prior Art）など）は、他庁の審査結果をそのまま利用することはできません。また、例外外見的に法制度などが同

じだったとして、実際に審査する際の判断基準や運用（審査基準など）がもし異なっている場合、他庁の審査結果の内容の真意を掴むことが困難であることは容易に予想されます。また、技術分野ごとに存在する特別な運用（審査基準や分類など）の相互理解も、必要となってくるでしょう。これらは、各国が過去に独自の審査制度・運用を進化させていった結果であって、当然に起こることではありますが、全てについて調和を進めるには、時間が必要です。

また、審査のワークシェアリングを実施するためには、第1庁の結果が先に発信されていることが、前提条件となってきます。

このように、現状では数々の制約条件が存在するため、審査の国際的な分業体制が完全に機能するまでには、様々な課題を克服しなければなりません。

5. ワークシェアリングの枠組み様々な形態

そうは言っても、審査官の仕事（特許性の判断）自

体は、基本的には変わらないはずですから、今の段階であっても、利用できるものは「最大限利用する」ことはできるはずです。そこで、三極特許庁を中心とした主要国特許庁は、各国それぞれの現行制度の下でも可能である、様々な形態の審査結果の相互利用の枠組みについて検討を重ねてきました。

一口に「他庁の審査結果」といっても、先行技術調査（サーチ）結果や、拒絶理由の判断論理の結果、さらには最終的に特許可能とした権利範囲の判断結果など、様々な情報を含んでいます。これらの情報は、第2庁側の審査官が第1庁に出願されたものに対応する出願を審査する際にも、同様の審査過程を踏むことから、サーチ段階、一次審査、最終審査など、各審査の段階によって、様々な利用形態が考えられることになります。従って、以下に列挙した様々な形態のワークシェアリングの枠組みが三極間で議論されてきました。

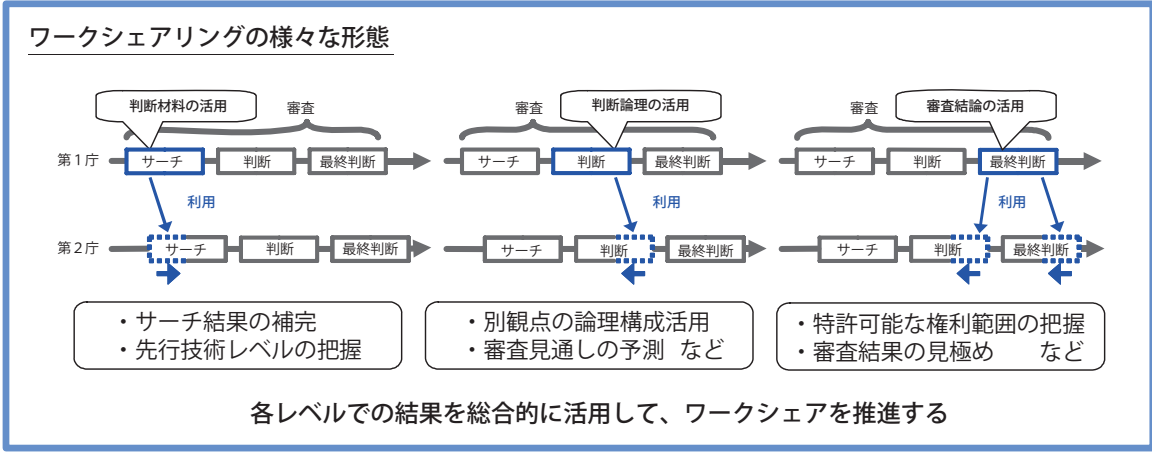
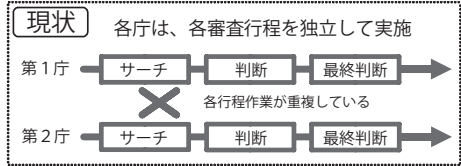
以下では、これまで検討・実施されてきた数々の枠組みについて、その進捗について、ご紹介致します。

ワークシェアリングの考え方

世界的な特許出願の急増  
各国への出願の重複



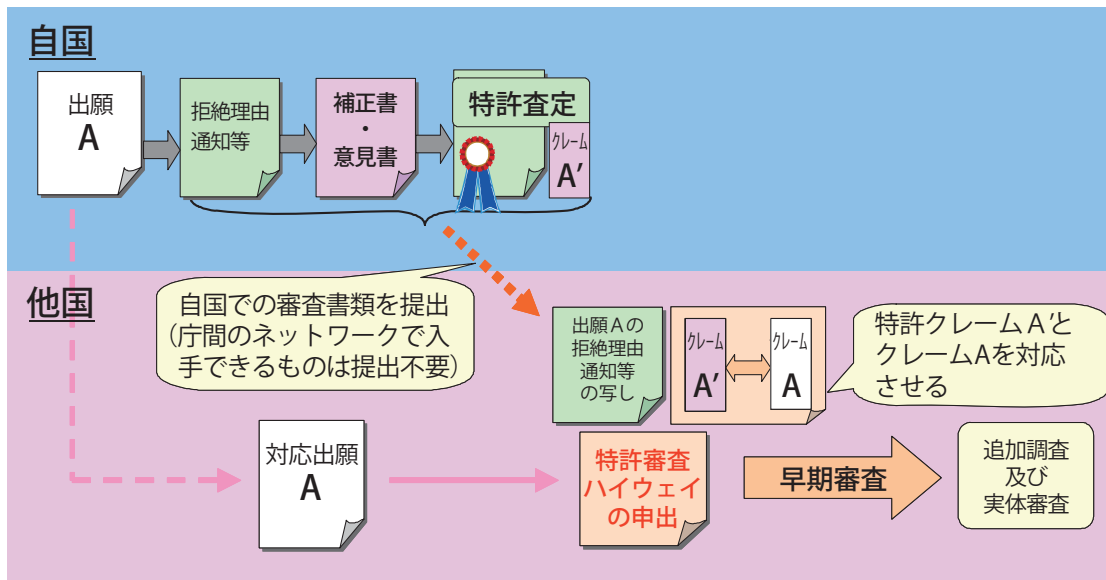
特許庁間での  
ワークシェア  
が必要



各国間の審査を協同で推し進めるための原則

**第1国主義** 最初に出願された国（第1国）が、最先にサーチ・審査結果を出し、他庁はその結果を利用する

**理由** ➡ 第1国が最も迅速かつ的確に審査結果を出すことができる。



特許審査ハイウェイ 概念図

## 6. 様々な形態のワークシェアリングの枠組み

審査結果の相互利用に向け、様々な利用形態のワークシェアリングの枠組みが立案され、実施する取組が進展しています。

### (1) 特許性の最終判断の相互利用に関するプロジェクト ～特許審査ハイウェイ～

#### ① 日米特許審査ハイウェイ

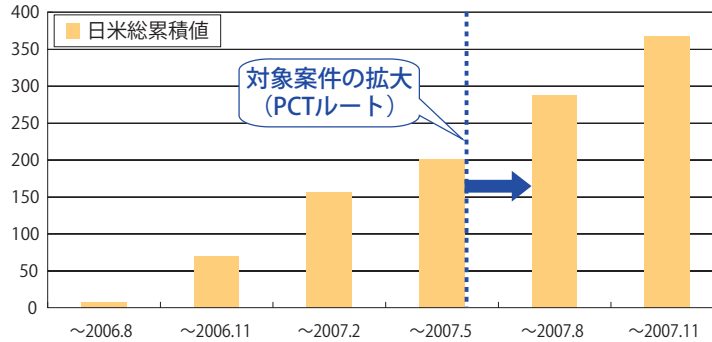
特許審査ハイウェイは、第1国で特許可能と認められた発明について、出願人の申請により、簡易な手続きによって第2国で早期に審査を受けられるという枠組みです。

平成16年7月より開始された日米間での特許審査ハイウェイのプログラムは、1年半の試行期間を経て、本年1月4日より本格実施（永続的に実施）の段階に移行しました。本プログラムは、特許庁間の審査結果の相互利用に関するプロジェクトとして、その先駆けとなった新たな試みです。本制度の要点は、第1庁で特許可能と判断された特許クレームを、第2庁側で審査するという点にあります。乃ち、第2庁側では、第1庁で特許と判断されるまでの審査経過を見通した上で、特許性の判断を行えるという、いわば2つの庁での審査のダブル

チェックが行われることとなります。一方、出願人には第2国において、簡単な手続き（第1庁と第2庁のクレームが対応する説明程度）で早期審査が受けられるというメリットが提供されています。

本プログラムは、世界で最初の試みということもあり、試行期間中においても、ユーザーから寄せられた意見を反映して、様々な要件の変更等が行われてきました。

中でも、PCTによる国際出願を主とする出願人の要請に基づき、PCTルートの出願（ただし第1国でのパリ優先権主張の基礎出願を伴う）についても、本制度の申請が可能になったことは、利用数の拡大の大きな要因になりました。この点については、もともと本試行の当初は、パリルート出願にのみ適用されていましたが（PCT経由の出願であれば、既に国際調査報告書により、一定レベルで審査ワークシェアリング（他庁のサーチ結果の利用が可能）はなされているため）、第1庁でなされた特許可能との最終判断を第2庁が利用できる点においては、PCTルートの出願であっても変わりはないことから、対象案件の拡大を図ったものです。その後開始された日韓・日英ハイウェイのプログラムでは、開始当初から上記PCT出願も対象となっています。



特許審査ハイウェイ申請数推移 (日米総累積値)

現在までに日米合わせて約400件程度の申請がなされています。

本プログラムは、開始当初、制度の周知が不十分であったこと、また、利用者側にも利用のためのノウハウが存在しなかったため（代理人が手続きに不慣れなどに起因した）初期投資のコストに割高感を憶えたユーザーも存在していたようです。しかしながら、利用を積み重ねていった結果、徐々に本制度のもつ利点が浸透しつつあるように思います。

その利点の一つとして、特許審査ハイウェイの大きな特徴である、第2国での早期審査によって、早期に権利化が図れる点が挙げられます。実際に現在までに行われたハイウェイ案件の審査実績からは、審査ハイウェイの申出から平均2~3ヶ月程度で審査が着手されており、欲しい時に素早く審査を受けられる本制度の利点の実証されています。

また、第2庁では、第1庁で特許可能と判断された特許クレームを審査する事になりますので、第1庁によって既に特許性の低いクレームが精査されたものを審査することによって、第2庁でのオフィスアクションの回数にも、影響（オフィスアクションの数の削減）が見られるようです。実際に、特許審査ハイウェイを活用している日本のユーザーからは、従来は、（米国で）特許になるまでに、平均2~3回のオフィスアクションを経なければならなかったが、この特許審査ハイウェイ制度を利用すると、平均1回以下のオフィスアクションで済んでいる、との声も挙がっています。もちろん、

この結果は、出願人側の権利取得の巧みさや、技術分野ごとの特性によって変わってきますので一概には言えませんが、海外で効率的に特許権を取得するために、本プログラムが有効に活用されている良い現象であると理解できます。

本プログラムのユーザーにとってのメリットは、裏を返せば、我々審査官にとっても効率的に海外からの出願を審査することが可能となっていることを意味しています。

乃ち、既に第1庁によって精査されたクレームから審査を始めることができるので、同じ拒絶理由についての重複した審査が不要になります。実際に特許審査ハイウェイ案件を手がけた日本の担当審査官によると、自分が審査する段階において、既に（出願当初の）明らかに広すぎる請求項や、米国側で引用された文献で明らかに特許性のない請求項が削除されている、あるいは、発明の内容が（第1庁の審査によって）明確化され、第2庁側として、ポイントを的確に絞った審査が可能となったなどの声も挙げられています。また、相手国の国内特許文献に対する先行技術文献調査に対する信頼感についてもコメントされています。さらに、目に見えない形での影響としては、第1国において、「特許可能」として認められたという事実が、第2庁側の審査官にとって、特許可能な権利範囲の見極めにも良い影響をもたらしていることも否定できません。

この傾向を端的に示す値として、特許審査ハイウェイの申請を受けた第2庁側で、最終的に特許として認め

られる割合が参考になると思いますので、ご紹介致します。

この参考値は、日米の審査制度上の違いにより、必ずしも双方共に適切な数字を表すものではありませんが、日本の最終特許査定率の計算法（審査段階における全査定分の特許査定割合）で算出した場合、現在までのところ、特許査定率は、米国から日本への申請案件においては65%程度、日本から米国への申請案件では70~80%程度認められています（日→米の計算はFinal rejectionを受けたものは、拒絶査定としてカウントしています）。

このように、特許審査ハイウェイを通じた案件については、第1庁の審査結果の影響を少なからず受けていると言えると思います。しかしながら、必ずしも全ての案件が第2庁においても特許として認められている訳ではないことも示しています。その原因についての詳細な分析は現在進められているところではありませんが、これまでに幾つかの原因として認められ得るものが挙げられて来ています。

代表的な例としては、記載要件の判断や、単一性の考え方の相違、Secret Prior Art（日本法での29条の2に該当する先行技術文献）の扱い（米国では非自明性（＝進歩性）の引用文献として利用可能）などに関するものであって、これは、制度・運用・基準の違いにより、第1庁で特許可能と認められたからと言って、すぐに特許として認められることができないケースが存在していると認められます。

これに加え、第1庁のオフィスアクション（拒絶理由通知）で引用された文献の中に、第2庁で引用された文献よりも、より本願の発明内容に近いものが挙げられているにもかかわらず、これを有効に利用していない形跡も少なからず見受けられることがわかってきました。この場合、第1庁の下した判断をそのまま踏襲すべきであったと思われるものも含まれています。必ずしも直接的な原因ではないかもしれませんが、審査官から寄せられた意見としては、言語の問題（他庁が引用した文献には、自国語のファミリー文献などが存在せず、引用例の内容の詳細把握、又は、第1庁の拒絶理由通知の内容の把握も困難）や、クレームの文言解釈の相違などにより、実は利用性の高い第1庁の審査結果も、有効に生かしきれていない可能性があることを示唆しています。

特許審査ハイウェイの対象案件の審査結果は、第1庁で特許可能と認められたクレームと第2庁で審査を受けるクレームが実質的に同等である故に、両庁間の審査結果が異なる場合に、その原因究明がより明確に把握できる重要な検討材料として注目されています。

より多くの案件をサンプルとして詳細に分析することによって、何処まで審査結果の利用性が向上されるのかを次第に明らかにしていくことが今後の課題です。

## ②特許審査ハイウェイの展開

日米間の特許審査ハイウェイ試行プログラムは、以上に示したような、着実な利用件数の増加と、日米間における、最終的な特許可能との判断の一致の程度、及び審査ワークシェアリングに一定の効果が確認できたことをもって、日米間で正式に本格実施に移行しました（なお、移行に合わせて、日米間ではPCT出願（パリ優先権主張の基礎出願を伴わないもの）まで、対象案件を拡大しました）。今後さらに、出願人・審査官にとっての本施策の利用性が高まることが期待されます。

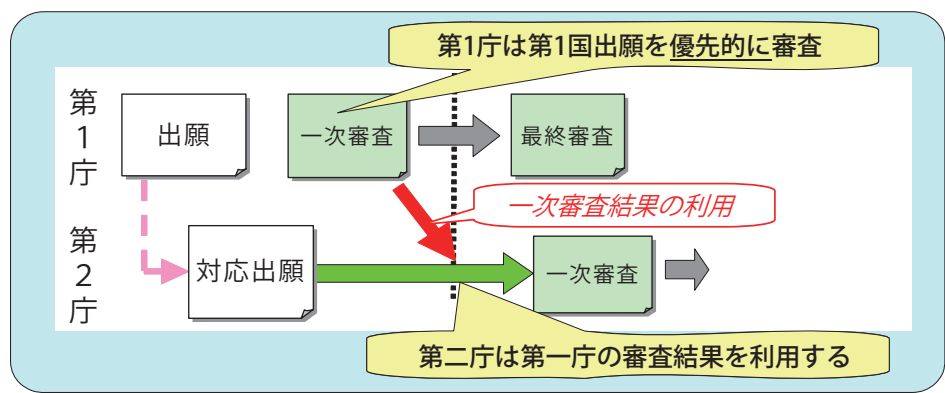
特許審査ハイウェイは、他の主要国特許庁間においても拡大しつつあり、日本においては、昨年4月には韓国及び7月には英国との間で開始されました。今年3月には、ドイツ、その後はデンマークなどとの欧州国主要庁との間で開始される予定です。また更にカナダ、オーストラリア、EPOなども引き続き検討が行われていきます。

さらに、日本以外の特許庁の間でも特許審査ハイウェイが検討されており、昨年9月には米国と英国の間で試行プログラムが開始され、さらには、米国－韓国、米国－カナダ間でも本プログラムの実施が予定されています。このように、日米の試行を皮切りに、特許審査ハイウェイ制度に関する主要国間での世界的なネットワーク網が急速に成立し始めており、世界的な審査結果の相互利用が促進されていくことが期待されています。（「特許審査ハイウェイ」について、詳しくは寺川ゆりか著、月刊誌「パテント」2月号の論文をご参照下さい。）

## (2) 一次審査結果の相互利用に関するプロジェクト

### ①SHAREプロジェクト

他庁の審査結果を使うことによって審査の効率を最大限に高めるには、審査着手（ファーストアクション）



一次審査結果の相互利用 概念図

の前に、他庁の結果を入手することが重要です。特許審査ハイウェイも、審査着手前に他庁での特許可能との最終判断を入手することが、申請の要件とされています。しかしながら、全ての出願が特許として認められる訳ではなく、また、特許可能と認められるまでの最終審査に至るまでの期間を考慮すると、第2庁が審査を開始する前に、全ての案件について第1庁の特許可能との判断を入手することを担保することができません。そこで、日米欧三極特許庁では、審査結果の相互利用の更なる推進のため、各庁の一次審査結果（ファーストアクション：EPOの場合はEESR）の利用性の向上の新たな枠組みの検討に入っています。この一次審査結果を使った審査ワークシェアリングのプロジェクトはSHARE（Strategic Handling of Applications for Rapid Examination）プロジェクトと呼ばれており、現在、三極での審査結果の相互利用プロジェクトにおいて、最も盛んに議論されている事項です。

このSHAREプロジェクトの骨子は、先に述べた「第1国主義」を具体化したものです。その内容は、「最初に出願を受けた第1庁が、まず優先的に審査着手を行い、その結果を第2庁が利用して審査を行う」という仕組みです。乃ち、各庁に重複して出願されるグローバル出願に関しては、第2庁側が審査着手するタイミングまでに、第1庁がその審査結果（一次審査結果）を発信できるように審査を行うということを目的としています。

このモデルは大変分かり易いのですが、実際に各庁それぞれの審査制度を有する環境下で、このタイミングをうまく合わせることは非常に困難であることは明

らかです。しかしながら、審査リソースの重複排除を最大限に実施しなければ、結局排除しきれなかった重複分は、審査待ち期間の遅延に結びつくことになります。審査請求制度を有する日本と欧州、審査請求制度を有しない米国、さらにサーチレポート制度を有する欧州などといった、それぞれ異なる制度を尊重しながら、各庁全てが、満足のいく形で、相互利用できる仕組みをどのように構築するかについて、多くの議論がなされてきました。

日本特許庁は、この相互利用の仕組みについて一つの方法論を昨年9月に行われた三極戦略作業部会において提案しました。それは、第1庁がその一次審査結果を、出願からある一定の期間内をターゲットにして発信するというタイムフレームを構築するというものです。その期間のターゲットとして、出願から30月以内に第1庁は審査着手するというのも合わせて提唱しました。この「30月以内」とした理由として、一つには、PCT出願のタイムフレーム（国内段階移行期間30月後、各国特許庁は、国際調査報告書を利用して、国内段階審査を行うという形態）に、パリルート出願における審査ワークシェアリングのタイムフレームも運用上合わせてしまおうという考え方です。また、実際に、例えば、日本を第1国として出願がなされた場合、他の主要庁（欧米）の現在の平均審査待ち期間（米国では25ヶ月、欧州では23ヶ月。パリ優先権主張期間12ヶ月を考慮）の状況を勘案すると、JPOが出願から30月以内に一次審査結果を発信すれば、大凡の欧米庁での審査着手前

に間に合う算段になります。この30月を第1庁の審査結果を利用するタイミングの目安とすることで、計画的に第2庁の審査効率を上げることが理論上可能となります。その結果、重複するグローバル出願の増加の影響を最小限に留め、審査待ち期間の遅延に一定の歯止めがかかることが期待されます。

## ②JP-FIRST (JP-Fast Information Release Strategy) の提案

JPOは、この審査ワークシェアリングの時間的枠組みの提案を、さらに一歩進めるために、昨年11月の三極特許庁会合において、JPOの第1国出願の審査の優先化施策を本年4月より実施することを紹介しました。この審査の優先化施策（以下“JP-FIRST”）では、JPOでの第1国出願について、出願から2年以内に審査請求されたものであって、パリ優先権主張の基礎となる出願を対象に、出願から30月以内に一次審査着手を行うこととしています（※ただし、平成18年4月1日以降の出願が対象）。この審査着手は原則出願公開後に行うこととし、検索外注を最大限活用することで、この施策を実施した場合の審査にかかる影響を極力抑えることを狙っています。

本施策は、第1国主義及びSHAREプロジェクトで検討されている、国際的な審査ワークシェアリングの推進に大きな貢献をもたらすものとして、昨年11月に開催された三極特許庁会合の場において、米国・欧州両特許庁の代表から大きな歓迎をもって受け入れられまし

た。今後は、（各国特許庁の審査官は日本での審査結果を利用することから）海外において、安定した強い権利を取得するため、ユーザー側の本施策への参加（審査請求を2年以内に行う）を呼びかけると共に、三極間で、ユーザーに対するインセンティブとなるよう、この施策に参加した場合のメリットの提供についても検討していく予定です。

## SHAREプロジェクトとJP-FIRSTの今後の予定

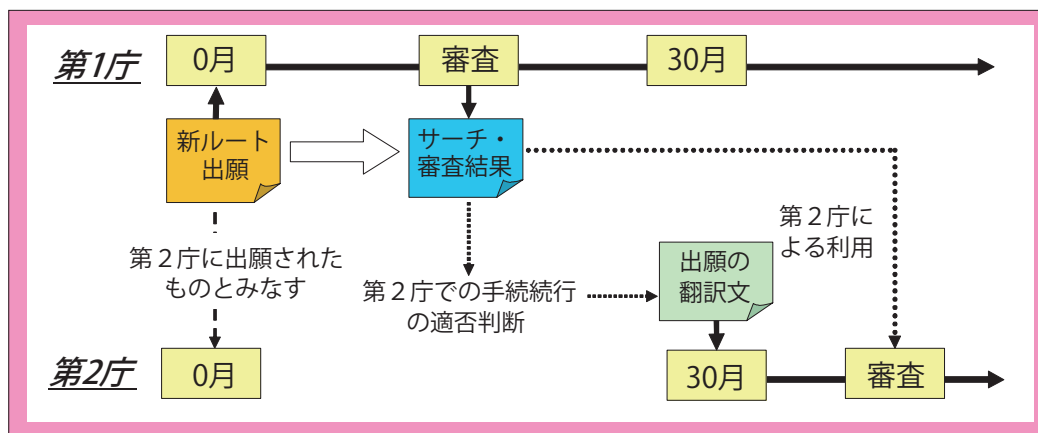
この第1庁主義を具体化したSHAREプロジェクトの試験は、来年4月から実施される予定です。JP-FIRSTと同様に、他庁においても第1国出願について、どのように優先化を図るかについて、検討が行われています。

## ③新ルート提案

新ルート提案は、パリルートの利用者においても、第2国への国内移行期間として30月を与える仕組みを制度化する試みです。

本提案は日本が発案し、検討が進められてきました。現在までにまとめられたその骨格は、以下のようになっています。

- (1) 第1庁への国内出願とともに、新ルートの利用の宣言を行うことで、第1庁への国内出願が他庁にも出願したとみなされる。
- (2) 第1庁は、優先日から、遅くとも24-26月までに一次審査を完了する。



新ルート構想概念図

(3) 出願人による第2庁への手続きは、優先日から30月までとする。

この枠組みに従えば、第1庁の一次審査結果が第2庁での審査着手前に確実に発信されることになり、審査のワークシェアリングが制度上、保証されることになります。乃ち、上述した審査ワークシェアリングのタイムフレームを、パリルートにおいて、実際に制度化することにもなります。

この新ルート提案は、迅速かつ高品質な特許権を成立させるため、また同時に審査結果の相互利用を推進してワークシェアリングの強化発展を図るため、日米間で模擬的試行を行うことが2007年1月に合意された甘利経産省大臣－グティエレス米商務省長官による日米共同イニシアティブに盛り込まれています。

この合意を受け、日米両特許庁は、本年1月28日より、第1庁の一次審査結果の利用性の調査（①出願人にとって第2庁への移行の検討材料としての有用性、及び、②第2庁側の審査官にとって審査の参考材料としての有用性）を目的とした模擬的試行を実施致します。

④トライウェイ

最後にもう一つの方向性として、日米欧三極特許庁に重複して出願された案件について、可能な限り同時期に、三極庁の審査結果を入手したいというユーザーニーズに則したワークシェアリング手法の検討が進められています。これは“トライウェイ”と呼ばれる提案

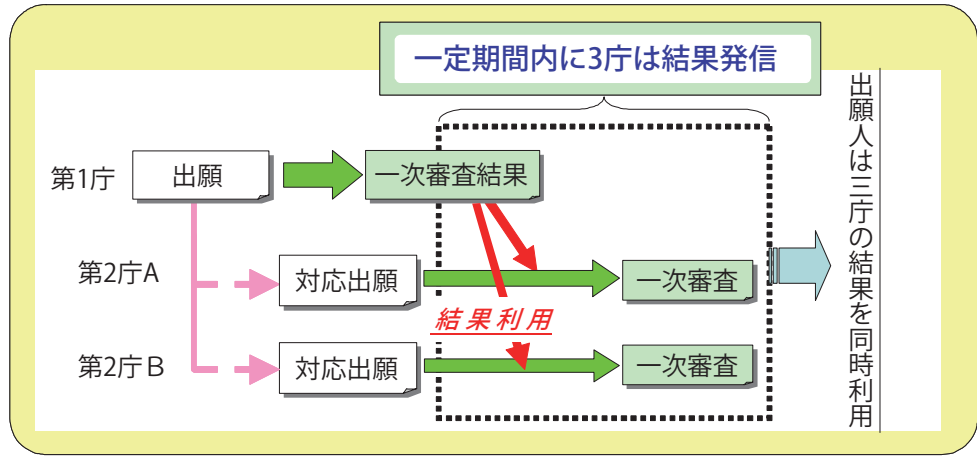
で、元来は三極庁の共同サーチプロジェクトとして検討が開始されたものですが、議論の進展により、現在では、第1庁の一次審査着手から短期間に、第2庁及び第3庁側が第1庁の同結果を利用しながら、各々の審査結果を発信し、出願人に提供するという方向で検討が進められています。本提案についても、三極間で、試行が本年中に開始される方向で検討がすすめられています。

(3) 審査のワークシェアリング効果を最大限に高める協力プロジェクト

－技術分野に特化した包括的審査協力アプローチと審査官協議の今後の展開－

以上のように、審査ワークシェアリングの枠組みを確立する議論が、日米欧三極特許庁を中心として、活発に進められてきております。また、三極特許庁（及び韓国）間では、専用ネットワークを介してお互いの審査経過情報を電子的に参照可能なシステム（ドシエ・アクセス・システム）といった他庁の審査結果をリアルタイムできるための基本的なインフラが、三極特許庁の協力により既に整備されています。

これらの取り組みにより提供された他庁の審査経過情報のコンテンツを有効に活用し、ワークシェアリングによる審査効率の最大化を図るためには、お互いのサーチ・審査結果の均質化とその利用推進を図っていくことが大切です。



トライウェイ 概念図

このため、日米欧三極特許庁では、今後、互いの審査実務の類似点と相違点を充分理解し、必要に応じて調和を図ることや、最適なサーチストラテジーの共有・先行技術の検索DB・特許分類の共通化などの審査協力の取り組みを、バイオ、医療機器、先進材料、情報通信等、特にグローバルに事業展開される技術分野毎に包括的に行っていくことを、新たなプロジェクトとして検討を開始しています。また、これに伴い、実際に各技術分野の各国の審査官同士が直接会って、互いの審査実務についての議論を行う場である審査官協議の重要性が再認識され、今後は協議対象となる技術分野の選定や検討すべき課題の整理も含め、より充実化されていくことになります。

※例えば、他庁の結果を利用する際に留意すべき、以下のような運用の違いなどが、これまでに実施された三極審査官会合の参加者から報告されています。(注：下記の例1、2の内容は、庁の公式見解ではなく、あくまで会合に参加した審査官による所感であることを留意下さい(乃ち、分野全体での定性的な傾向を示すものではありません。))

#### (例1)：効果の参酌における実務の違い

○USPTOでは、ブロードなクレームに対して、その全体をカバーする実施例が開示されていない場合、顕著な効果は、実施例に記載される組成物に限定的に解釈され、その実施例以外の部分は顕著な効果を奏さないものとして、進歩性が否定されることがある(MPEP716.02 (d))。このような場合、JPOでは通常、サポート要件違反が通知されるが、USPTOにおいてWritten Description違反が通知されることはほとんどない。(化学分野の参加審査官1名の所感)

#### (例2)：クレーム解釈に関する実務の違い

○クレームの文言を合理的な範囲でできるだけ広く解釈する点では一致するものの、具体的な事例に当てはめた場合、例えば、欧では、「device for …」を「device suitable for …」とクレーム範囲を広く解釈して、ある先行技術文献をX文献としたが、日米は、かかるクレーム解釈は広過ぎ、その結果、前記先行技術文献はA文献とした。(光学分野の参加審査官1名の所感)

## 7. おわりに

以上、簡単に説明しましたとおり、審査の各段階の結果を相互に利用する枠組みが整備されつつあります。今後は、相互利用の弊害になる要因を如何に克服していくかの検討がカギとなっていきます。また、第2庁側として、どのように第1庁のサーチ・審査結果をどのように有効に利用していくかについてのさらなる検討が必要となってきます。

### profile

越河 勉 (こすごう つとむ)

平成5年4月 特許庁入庁 (応用光学)  
平成19年4月より現職